

岩手県立大学電力供給に係る仕様書

1 概要

(1) 供給場所

- ア 岩手県滝沢市巣子 152 番 52 号 公立大学法人岩手県立大学滝沢キャンパス
イ 岩手県宮古市河南一丁目 5 番 1 号 公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部

(2) 業種及び用途

学校

2 仕様

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式、蓄熱式負荷設備及び常用自家発電設備の有無

ア 公立大学法人岩手県立大学滝沢キャンパス

(ア) 供給電気方式 交流 3 相 3 線式

(イ) 供給電圧（標準電圧） 6,000 ボルト

(ウ) 計量電圧（標準電圧） 6,000 ボルト

(エ) 標準周波数 50 ヘルツ

(オ) 供給方式 1 回線

(カ) 蓄熱式負荷設備の有無 無

(キ) 常用自家発電設備の有無 有 1,500 キロワット (500 キロワット × 3 台)

イ 公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部

(ア) 供給電気方式 交流 3 相 3 線式

(イ) 供給電圧（標準電圧） 6,600 ボルト

(ウ) 計量電圧（標準電圧） 6,600 ボルト

(エ) 標準周波数 50 ヘルツ

(オ) 供給方式 1 回線

(カ) 蓄熱式負荷設備の有無 無

(キ) 常用自家発電設備の有無 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 公立大学法人岩手県立大学滝沢キャンパス

(ア) 契約電力 常時電力 820 キロワット

予備電力 なし

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。)

(イ) 予定使用電力量 3,407,866 キロワット時

(月別の予定使用電力量は、別紙のとおり)

イ 公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部

- (ア) 契約電力 常時電力 160 キロワット
予備電力 なし

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。)

- (イ) 予定使用電力量 342,963 キロワット時
(月別の予定使用電力量は、別紙のとおり)

(3) 供給期間（契約期間）

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(4) 電力量等の検針

ア 公立大学法人岩手県立大学滝沢キャンパス

- (ア) 自動検針装置の有無 有
(イ) 計量器の構成 電力需給用複合計器（精密級）

イ 公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部

- (ア) 自動検針装置の有無 無
(イ) 計量器の構成 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 供給地点

供給場所における岩手県立大学の施設した区部開閉器の電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界店

供給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ

3 その他

- (1) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。
(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
(3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、岩手県の地域を供給区域とする旧一般電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する一般電気事業者をいう。）が定める特定規模需要の電気供給条件による。

なお、入札価格の算定に当たっては、力率は 100 パーセントとし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第1項に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (4) 契約における料金区分は、別紙「予定使用電力量」を基に算出した場合に、入札価格の範囲内となることを条件として、供給者と需要者（岩手県立大学）で協議のうえ設定する。

なお、料金等を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 料金等の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。